

令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受注者募集要項

1 要旨

本市では、市事業の魅力発信及び財源確保に向けて、市外に本社を有する企業（以下「市外企業」という。）に対して、「第3期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載する特徴的な事業をPRし、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の獲得に取り組む業務を実施する。

本業務の実施に当たり、提案業者の知見、実施方法、経験等を見極め、効果的に業務が実施できる事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

ア 委託料の算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた寄附金を本市が受領した場合、次の計算式で算出した委託料を受注者に支払うものとする。

計算式：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。

イ 委託料率の上限は、本事業を通じて行われた寄附金額の20%（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く）とする。

ウ 委託料は、委託期間内に本市が寄附金の受領を確認した場合のみ支払いの対象とする。

エ 令和8年度の予算額は、2,200千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）であり、寄附額の増加により委託料が予算額を超えることが見込まれる場合は、別途協議するものとする。

(5) その他

選定事業者数は定めない。

3 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

(1) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似業務を含む。）の受注実績を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。

(3) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。

(4) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。

(5) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 市税等を滞納していないこと。

(7) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

4 提出書類

番号	提出書類	様式等
①	令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受注者選定参加申込書	様式第1号
②	商業登記簿謄本 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
③	印鑑証明書 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
④	三原市に対して税の滞納が無い証明(納税義務がある業者のみ) ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑤	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑥	企画提案書 ※1	任意
⑦	過去に作成した他自治体の企業版ふるさと納税PR資料(最大3自治体分) ※過去に作成した実績がある場合のみ提出を求める。	任意

※1 番号⑥「企画提案書」には、次の内容について記載すること。

- 1 業務実施に必要な能力・実績・実施体制等
 - ・同業務及び類似業務に関する受注実績、企業版ふるさと納税に関するマッチング実績（マッチングによる過去3年分の寄附件数・寄附額）
 - ・本業務の実施体制、担当者
 - ・本業務の実施スケジュール
- 2 業務内容
 - ・市外企業へのPR方法
 - ・PR先の概要（自社のネットワークを生かして、どのような企業にPRしていくか）
 - ・PR件数（PRする企業数の見込）
 - ・寄附目標額
 - ・寄附の意向を示した企業が、暴力団その他反社会的勢力に該当しないことを確認する方法
 - ・その他、本業務において実施できる独自提案
- 3 委託料
 - ・寄附金額に対する委託料率

5 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 提出期日：令和8年4月24日（金）17時15分まで【必着】

イ 提出書類：「4 提出書類」の番号①～⑦

※⑦は実績がある場合のみ提出すること。

(2) 提出先及び提出方法

本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メール又は郵送（必着）で提出すること。

なお、電子メールで送信した場合は、受信確認のため電話でその旨を連絡すること。

6 受注候補事業者の選定方法

提出された企画提案書を基に、市職員で構成する選定委員会で、別表1「令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務審査表」に基づき書類審査を行い、受注候補事業者を選定する。選定結果については、参加申込書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、三原市ホ

ホームページに掲載する。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務質問表（様式第2号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年4月8日（水）17時15分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和8年4月15日（水）に三原市ホームページに掲載する予定である。

8 スケジュール

令和8年4月1日（水）	募集開始（募集要項・仕様書公表）
令和8年4月1日（水）	書類提出受付開始、質問受付開始
令和8年4月8日（水）	質問提出期限
令和8年4月15日（水）	質問回答予定日
令和8年4月24日（金）	書類提出期限
令和8年4月下旬以降	書類審査及び選考結果通知

9 その他

- (1) 提出書類に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本募集に関する以外には使用しない。
- (5) 募集要項、仕様書公表後は、広報戦略課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日までの間において、「3参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申請後、辞退する場合はその旨を連絡すること。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。
- (10) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

10 資料提出及び問合せ先

三原市地域政策部広報戦略課 シティプロモーション推進係 担当：大村、阿草
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号 Tel：0848-67-6016 Fax：0848-64-7101
E-Mail アドレス koho@city.mihara.hiroshima.jp